

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和四年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	桧田病院介護医療院	広島市佐伯区五日市中央 一丁目1番32号	令和4年6月9日